

定期積立プラン取扱い規程

(規程の趣旨)

- 第1条 この規程は、お客さまが「定期積立プラン」を申込みいただいた場合の取引に関する取決めです。
2. 本規程に定めがない事項については、「総合取引約款」、「投資信託約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」及び「目論見書」に定めるところにより取り扱います。

(「定期積立プラン」)

- 第2条 「定期積立プラン」は、毎月当社があらかじめ指定する日（以下「指定日」といいます）に買付代金を引落しのうえ、お客さまがあらかじめ指定する投資信託（以下「指定銘柄」といいます）を継続してお買付いただく取引をいいます。
2. 「定期積立プラン」によりお買付可能な「指定銘柄」は、別途当社が定めるものとし、（以下「取扱銘柄」といいます）

(申込み)

- 第3条 お客さまは、以下の各号すべてに該当する場合に「定期積立プラン」をご利用いただけます。
- (1) お客さまが、当社の「総合取引口座」を開設済みであること
 - (2) お客さまに、当社所定の方法により「定期積立プラン」を申込みいただき当社がこれを承諾した場合
2. お客さまは、「定期積立プラン」による買付可能な「取扱銘柄」の中から1銘柄以上の「指定銘柄」及び一定額の積立金額（以下「払込金」といいます）等を指定して、申込みを行なっていただくものとします。
 - (1) 各「指定銘柄」の「払込金」の額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。
 - (2) そのほか、当社にて、「払込金」の額を別途定めることがあります。
 3. なお、年2回まで、お客さまにご指定いただく月（以下「増額月」という）に限り、通常月と異なる「払込金」の申込みを行っていただくことができます。この「増額月」の「払込金」の額は原則として、10,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。

(自動引落しの開始)

- 第4条 自動引き落としの開始は、お客さまにご指定いただく金融機関口座（以下「指定金融機関」）の設定方法により異なります。

- (1) 口座振替依頼書により設定する場合
毎月20日(20日が休日の場合は前営業日)までに、当社が申込みをお受けした場合は、翌々月の「指定日」
- (2) オンラインで口座振替設定を行う場合
毎月17日(17日が休日の場合は前営業日)までに設定が完了した場合は、翌月の「指定日」
- (3) クレジットカード決済の場合
「投資信託積立取引クレジットカード決済約款」に定める日

(自動引落しの中止)

第5条 当社は、お客さまの「指定金融機関」から「指定銘柄」のお買付のための「払込金」の自動引落としが連続して6ヶ月できなかった場合には、自動引落としのお取扱いを中止いたします。

2. お買付を再開される場合は、当社所定の手続きによりお申出ください。
3. クレジットカード決済の場合は「投資信託積立取引クレジットカード決済約款」に定めます。

(金銭の払込み)

第6条 お客さまは本サービスに係る投資信託の買付に必要な「払込金」を以下のいずれか、または複数の方法で当社の指定する口座に払い込むものとします。

- (1) 「指定金融機関」から自動引き落としで払い込む方法。
- (2) カード会社が発行するクレジットカードを利用して、クレジットカード決済によりカード会社を通して払い込む方法。

なお、指定金融機関は当社が指定する「収納代行会社」にて自動引落可能な金融機関とします。

2. 「指定金融機関」を選択した場合、お客さまの「指定銘柄」の買付のため、「指定日」(毎月4日(休日の場合はその翌営業日))に「指定金融機関」から、当社があらかじめ指定する「収納代行会社」を通じて自動引落としされます。
 - (1) 「指定銘柄」が2銘柄以上においては、合計額を「払込金」として自動引落しいたします。
 - (2) 「振込先指定口座」の残高が「払込金」に満たない場合は、自動引落しいたしません。
 - (3) 「振込先指定口座」からの自動引落とし手数料は当社負担とさせていただきます。
3. 「クレジットカード決済」を選択した場合は、「投資信託積立取引クレジットカード

決済約款」に定める方法にて自動引き落としされます。

(お買付)

第7条 当社は、「払込金」の振替をもって、当該月の19日（休日の場合はその翌営業日）を注文日として「指定銘柄」の買付を行います。

2. 「払込金」を自動引落しできなかった場合は、買付いたしません。

(お申込内容の変更・休止)

第8条 お客さまの「定期積立プラン」のお申込内容の変更及び払込みの休止等は、当社の所定の手続きによってお申出いただきます。

2. 「指定銘柄」、「払込金」の変更及び休止は、手続き方法により変更日が異なります。

(1) 書面による変更・休止の手続きの場合

当社が毎月10日（休日の場合はその前営業日）までにお受けした場合、翌月の「指定日」

(2) オンラインによる変更・休止の手続きの場合

毎月17日（17日が休日の場合は前営業日）までにお受けした場合、翌月の「指定日」

(3) クレジットカード決済の変更・休止手続きの場合

「クレジットカード決済」の変更・休止手続きの場合は、「投資信託積立取引クレジットカード決済約款」に定める方法で変更します。

3. 「指定金融機関」の変更は手続き方法により変更日が異なります。

(1) 口座振替依頼書による手続きの場合

毎月20日（20日が休日の場合は前営業日）までに、当社が申込みをお受けした場合は、翌々月の「指定日」

(2) オンラインで口座振替設定の手続きを行う場合

毎月17日（17日が休日の場合は前営業日）までに設定が完了した場合は、翌月の「指定日」

(解約)

第9条 解約の申込み及び金銭の支払い、投資信託の返還等については、「総合取引約款」に定めるところに準じます。

(お客さまへの通知)

第10条 当社は、「定期積立プラン」に基づくお取引の明細及び残高について、「総合取引約款」に基づき、お客さまに通知いたします。

(「取扱銘柄」の除外)

第11条 当社は、「取扱銘柄」が以下の各号のいずれかに該当した場合、当該「取扱銘柄」を「定期積立プラン」に基づく「指定銘柄」の対象から除外することができるものとします。

- (1) 当該「取扱銘柄」が償還されることとなった場合若しくは償還された場合
- (2) そのほか、当社が必要と認める場合

(「定期積立プラン」の解約)

第12条 「定期積立プラン」は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約するものとします。

- (1) 「総合取引約款」に基づく「総合取引」が解約されたとき
 - (2) お客様から当社所定の手続きにより「定期積立プラン」の解約のお申出をお受けしたとき
 - (3) 6ヶ月以上連続で買付が行われず、当社が解約することが相当であると認められたとき
 - (4) 当社が「定期積立プラン」を営むことができなくなったとき
 - (5) その他やむを得ない事由により、当社が「定期積立プラン」の解約を申し出たとき
2. 当社が定める日までに解約の申込みをお受けした場合、翌月の「指定日」の引落しは行いません。
- (1) 書面によるお手続きの場合
毎月10日（休日の場合はその前営業日）
 - (2) オンラインによるお手続きの場合
毎月17日（休日の場合はその前営業日）
 - (3) クレジットカード決済の場合
「投資信託積立取引クレジットカード決済約款」に定める日